

鹿児島県事業継続支援金申請要領

(2020年1月から3月の間に創業した中小法人等向け)

1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

2 対象期間、対象月、創業等後平均収入

2020年4月1日から5月31日までを「対象期間」とします。

2020年の法人を設立した日の属する月から3月までの月平均の事業収入を「創業等後平均収入」とします。

対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月のうち、任意に選択したひと月を「対象月」とします。

なお、2019年の1月から12月の間に設立した法人であっても、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合については、2020年1月から3月までの月平均の事業収入を「創業等後平均収入」とすることができます。

3 給付対象者

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこととします。

一度給付を受けた中小法人等は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有し、次の要件を満たす者であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※ 本店とは、会社の登記簿に記載されたものをいいます。

※ 主たる事務所とは、法人（会社を除く）の登記簿に記載されたものをいいます。

(2) 2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

(3) 国の持続化給付金の給付通知を受けていること。

※ 国の持続化給付金を申請中の方は、持続化給付金ホームページ内の申請マイページの「持続化給付金 申請フォーム」（1ページ目：申請番号が記載されているページ）を添付して申請することができますが、給付通知書が届いたら速やかにその写しを提出してください。

なお、2020年12月31日までに給付通知書の写しの提出がない場合、本支援金は給付できません。

(4) 対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月があること。

※ 2019年の1月から12月の間に設立した法人で、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合は、創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月があること。

4 不給付要件

次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

(1) 2019年12月31日以前に事業により事業収入を得ている者

(2) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(4) 政治団体

(5) 宗教上の組織若しくは団体

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(7) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画する者

- (8) (1)から(7)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でない
いと知事が判断する者

5 給付額

※ 詳細は、7及び8ページの **算定方法について** をご確認ください。

給付額は、上限額を超えない範囲で、創業等後平均収入に6を乗じて得た額から、対象月の月間事業収入に6を乗じて得た額及び国の持続化給付金の給付額を差し引いたものとします。

<算定方法>

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6 - C$$

S：給付額

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：法人を設立した月から2020年3月までの月数

(設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

(2019年の1月から12月の間に設立した法人で、当該期間に事業収入を得ていない者は、「3」とする)

B：対象月の月間事業収入

(創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月)

C：持続化給付金の給付額

<上限額>

対象月の事業収入が創業等後平均収入と比べて

90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。

6 留意事項

- (1) 支援金の給付後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、県は、支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

- (2) 県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。
- (4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

7 申請書類

※9ページから12ページまでの申請書類についてを必ず確認して、必要な書類を提出してください

- (1) 申請書類送付状
- (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書（様式1-7）
- (3) 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）
- (ア) 国の「持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）」の写し
- (イ) 履歴事項全部証明書の写し
- ※ 法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日の間であること。
- ※ 2019年の1月から12月の間に設立した法人で、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から3月の間に事業収入を得ている場合は、法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日の間であること。
- (ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し
- (エ) 振込先口座の通帳の写し（法人名義又は法人の代表者名義）
- ※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。
- (4) 誓約書（様式2）

8 申請書類の入手方法

- ・ 鹿児島県庁のホームページ
鹿児島県 事業継続支援金 検索
- ・ 鹿児島県の各地域振興局・支庁
- ・ 各市町村
- ・ 県内商工会議所・商工会
- ・ (公財) かがしま産業支援センター

9 申請方法

簡易書留又はレターパック（感染防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。）

- ※ 封筒に支援金申請書と赤字で大きくご記入ください。
また、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

<宛先>

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県事業継続支援金 申請窓口 宛

10 申請期間

令和2年8月31日（月）から同年10月7日（水）まで（※当日消印有効）

11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。

～国の持続化給付金を申請中の方へ～

「持続化給付金 申請フォーム」（１ページ目：申請番号が記載されているページ）を印刷したものを提出した方は、国の持続化給付金の給付通知書が届き次第、その写しを速やかに提出してください。

【国の持続化給付金の給付通知書の提出期限】

令和２年12月31日（木） （※当日消印有効）

- ※ 国の持続化給付金の給付通知書の写しが届き次第、審査を実施します。
- ※ 提出期限までに給付通知書の写しの提出がない場合、支援金は給付できません。

12 問合せ先

鹿児島県事業継続支援金 専用ダイヤル

（電話）０９９－２８６－３４６０

（受付時間）平日９：００～１７：００

算定方法について

<2020年新規創業>

<算定方法>

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6 - C$$

S : 給付額

A : 2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M : 法人を設立した月から2020年3月までの月数

(設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

(2019年の1月から12月の間に設立した法人で、当該期間に事業収入を得ていない者は、「3」とする)

B : 対象月の月間事業収入

(創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月)

C : 持続化給付金の給付額

<上限額>

対象月の事業収入が創業等後平均収入と比べて

90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

(例1) 2020年1月10日に設立、対象月を5月とした場合(給付されるケース)

2020年1~3月の事業収入合計 : 900万円

創業等後平均収入 : 900万円 ÷ 3か月 = 300万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	300	400	200	100	10							

2020年1月から3月の事業収入 : 900万円…(A)

設立後月数 : 3か月…(M)

2020年5月の月間事業収入 : 10万円…(B)

持続化給付金 : 200万円…(C)

$$\begin{aligned} (S) &= (A) 900万円 \div (M) 3か月 \times 6 - (B) 10万円 \times 6 - (C) 200万円 \\ &= 1,540万円 (算定額) > 20万円 (上限額) \end{aligned}$$

(S) 給付額20万円

創業等後平均収入が300万円、2020年5月の月間事業収入が10万円で、事業収入が96.6%減少しているため給付対象となり、給付額は上限額の20万円となります。

(例2) 2020年1月10日に設立, 対象月を5月とした場合(不給付となるケース)

2020年1~3月の事業収入合計: 60万円

創業等後平均収入: 60万円 ÷ 3か月 = 20万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	20	20	10	4							

2020年1月から3月の事業収入: 60万円... (A)

設立後月数: 3か月... (M)

2020年5月の月間事業収入: 4万円... (B)

持続化給付金: 96万円... (C)

$$\begin{aligned} (S) &= (A) 60万円 \div (M) 3か月 \times 6 - (B) 4万円 \times 6 - (C) 96万円 \\ &= 0万円 (算定額) < 10万円 (上限額) \end{aligned}$$

(S) 給付額0円

算定方法のとおり計算すると、算定額が0円となるため、事業継続支援金は不給付となります。

申請書類について

(1) 申請書類送付状

※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、口にチェック✓を入れて、申請書の先頭にくるように並べてください。

(2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書 (様式 1-7)

※ 押印箇所に必ず押印してください。
※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください
※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

(3) 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

※10ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください

(7) 国の「持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）」の写し

(イ) 履歴事項全部証明書の写し

(ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し

※ 申請中の方は、「持続化給付金 申請フォーム」を印刷したもの。

(I) 振込先口座の通帳の写し（法人名義又は法人の代表者名義）

※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

(4) 誓約書（様式 2）

※ 押印箇所に必ず押印してください。
※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。
※ 必ずボールペンで記入してください。

(ウ)国の持続化給付金給付通知書の写し，(エ)振込先口座の通帳の写しは，鹿児島県事業継続支援金添付書類台紙に貼付して，提出してください。